

南魚沼市監査委員告示第 2 号

監 査 結 果 の 公 表

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定による監査を実施したので、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を別紙のとおり公表する。

平成27年7月14日

南魚沼市監査委員 河野和男

南魚沼市監査委員 中澤一博

南魚監 第40号
平成27年7月14日

南魚沼市長 井口一郎様
南魚沼市議会議長 関常幸様

南魚沼市監査委員 河野和男

南魚沼市監査委員 中澤一博

定期監査及び行政監査の結果に関する報告について（その1）（提出）

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定に基づき、定期監査及び行政監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を下記のとおり報告します。

記

1 監査の対象

平成26年度における財務事務の執行状況及び施設、園児の安全管理並びに運営状況全般

2 監査の実施期間及び対象箇所

平成27年5月27日から平成27年6月3日まで

実施日	監査対象
平成27年5月27日	三用保育園 大崎保育園 赤石保育園
6月1日	藪神保育園 塩沢保育園
6月3日	中保育園

3 監査の方法

各保育園に赴き、あらかじめ提出を求めた監査資料に基づき、園長等から説明を受け、その後質疑応答を行い、園内巡回し施設の管理状況を確認するとともに、関係諸帳簿及び書類の抽出による調査等の方法により実施した。

4 監査の主眼

今回は、以下の点を主眼に監査を実施した。

- (1) 予算の執行は計画的、効率的に行われているか
- (2) 施設及び園児の安全管理は適正に行われているか
- (3) 運営は適正に行われているか

5 監査の結果

予算の執行及び事務処理等はおおむね適正に行われており、施設等の管理についてもおおむね適切に実施されているものと認められた。

監査委員としての所感は以下のとおりである。

(1) 保育の状況

子どもの保育を考えると、保育の中身と保育環境の両面から考えることが重要である。保育環境は、立地条件もあるが、保育園の建物そのものが大きな要素である。いずれの保育園も、建築当初の考え方と現状のギャップに苦慮していた。とりわけ、未満児保育や困り感をもった子どもの増加、入園児の偏在、熱中症対策等の求められる保育への要求の変化に、2階建てや部屋の狭さ、少なさ、空調の不備等がなかなか対応できない状況である。それでも現場では、創意工夫をして、園児の安全に配慮しながら、保育に取り組んでいた。

いずれの保育園でも、障害児保育や困り感をもった子どもの保育に取り組んでいた。市が取り組んでいるユニバーサルデザイン事業により、支援体制が整備され、現場に安心感を与えている状況が見て取れた。ただ気になるのは、こうした子どもの保育者に、無資格者を充てている状況が散見されることである。子どもの成長を保障していくことからいえば、こうした子どもにこそ、専門性をもった保育者が保育することが必要ではないかと感じたところである。

いずれの保育園も困り感をもった子どもの保護者との関係に苦慮していた。保育園と保護者の関係が壊れないよう慎重に対応していたが、ここにも専門家による組織的な支援体制が必要と感じたところである。

(2) 保護者との関係

いずれの保育園も、保護者との信頼を醸成することを基本に、個人面談を行い、園児の様子を伝えていた。保護者は、行事にも積極的に参加し、協力的であるとのことである。

(3) 施設の管理状況

中保育園では、冬期における職員や送迎用の駐車場の確保、非常階段の除雪に苦慮していた。

(4) 小学校との関係

いずれの保育園も、小学校とは、お互いの行事の相互交流等により連携を密にしていた。